9 就学相談・就学手続き

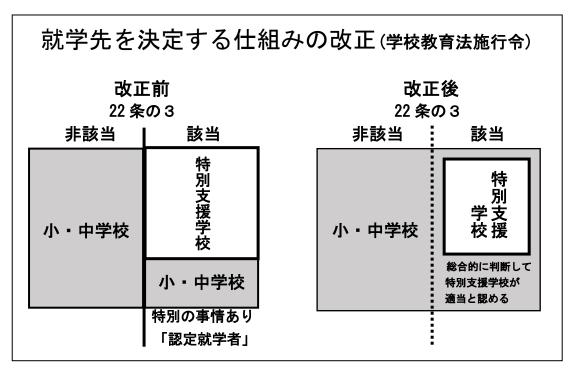
児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を保障するためには、<u>早期から</u>の教育相談や就学相談を行うことが大切です。本人・保護者に<u>十分な情報を提供</u>するとともに、保護者を含め関係者が対象児の<u>教育的ニーズと必要な支援について共通理解</u>を深め、可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の中で『自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場はどこか』、『その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられる場はどこか』といった観点から合意形成を図り、就学先を決定することが大切です。

(1) 就学相談

① 就学指導に関係する法令等 ~学びの場決定のためのものさし~

通級による指導及び特別支援学級、特別支援学校の対象となる障害の種類と程度については、法令や通知(9-(1)-4【表】参照)に示されています。

平成25年9月に改正された学校教育法施行令により就学手続きの大幅な見直しが行われ、 障害の状態を基に就学先を決定する仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点を基に 就学先を決定する仕組みへと改められています。



【図】 就学先を決定する仕組みの改正

Point

- ☆特別支援学校への就学は、「学校教育法施行令第22条3」の該当者でなければできません。小・中学校への就学は、「学校教育法施行令第22条3」の該当者にとっても、選択肢の一つです。
- ☆9-(1)-4【表】に示されている障害の種類や程度に該当するともに、「教育 上必要な支援の内容」、「地域における教育の体制の整備の状況」、「本人・保護 者の意向や専門家の意見」等を総合的に勘案して、市町教育委員会が適切な学びの 場を決定します。

② 十分な情報収集と情報提供

『自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる場はどこか』、『その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられる場はどこか』。その答えを導き出すために、就学先の検討に当たってはたくさんの情報が必要です。

Point 1 【送り出す側】

- ★早い時期から学校見学・教育相談に行きましょう!
 - 『見ないとわからない』『話を聞かないとわからない』
- ★担任も学校見学・教育相談について行きましょう!
 - ・送り出す側から見た学びの場の評価は、就学先の判断のための貴重な情報です。
- ★実際の授業場面を見学しましょう!
 - ・施設見学だけでは、その学校について理解できません。特別支援学校では、実際の授業に参加できる体験入学会等の機会を有効に活用しましょう。
- ★選択肢となりうる学校は全て見学しましょう!
 - ・学校(学級)ごとの様々な違いを理解することは、就学先を考えるうえで重要です。特別支援学校や公立小・中学校では随時、教育相談を受け付けています。
- ★就学は幼児児童生徒の将来に関わることです。十分に時間をとるようにしましょう。

Point 2 【受け入れ側】

★十分な情報提供を!

・施設設備、教育課程、支援体制等を具体的に説明しましょう。また、実際の授業 場面や様々な活動の様子を見学してもらいましょう。

★十分な情報収集を!

・受け入れ側から見た幼児児童生徒の評価は、就学先の判断のための貴重な情報です。

★原則、就学先についての意見は言わない。

・行く先々で、就学先について様々な意見を言われ、混乱してしまう保護者がいます。学校(学級)の特色や他校との違いなど、「就学先の判断の材料」となるものを提供しましょう。

香川県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒等の保護者等に対し、特別支援教育に関する 正しい理解と認識を図るための取組を行っています。

参考

「香川の特別支援教育要覧」

県内の通級指導教室の概要(学校・学級数、児童生徒の数等)や小・中学校の特別支援学級、特別支援学校、就学手続きの解説、福祉・医療・労働等関係機関一覧等

以下で閲覧・ダウンロードすることができます。

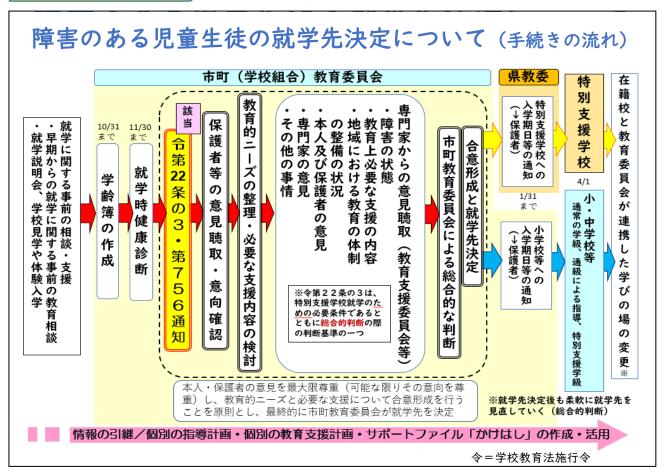
特別支援教育課HP https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/



【表】 就学に関する参考法令等

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (25 文科初第 756 号通知)	通級による指導 (25 文科初第 756 号通知) (17 文科初第 1178 号通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は 視力以外の視機能障害が高度のもののうち、 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形 等の視覚による認識が不可能又は著しく困 難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形 等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に 軽度の困難があり日常生活を営むのに一部 援助が必要で、社会生活への適応が困難であ る程度であるもの	
肢体不自由	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活に おける基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通 常の学級での学習におおむね参加でき、一部 特別な指導を必要とする程度のもの
病弱 • 身体虚弱	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの。② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害 自閉症•		① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの② 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級 での学習におおむね参加でき、一部特別な指 導を必要とする程度のもの
障· 害			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(2) 就学手続き



【図】 障害のある児童生徒の就学先決定について

① 就学に関する手続き

ア 学齢簿の作成

市町教育委員会は、毎年 10 月 31 日までに 10 月 1 日現在において、その市町に住所の存する 新入学者について、あらかじめ学齢簿を作成する必要があります。

<学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条>

イ 就学時健康診断

市町の教育委員会は、学齢簿の作成後、11 月 30 日までに(就学に関する手続きの実施に支 障がない場合にあっては 12 月 31 日までに)、就学予定者の健康診断を行う必要があります。

<学校保健安全法施行令第1条>

ウ 市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者の就学手続き

(ア) 市町の教育委員会は、就学予定者のうち、本人・保護者の意見及び専門家からの意見聴取(教育支援委員会)等を踏まえ、学校教育法施行令22条3に規定する程度の障害があり、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備

状況その他の事情を勘案して、その住所の存する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者について、県の教育委員会に対し、12月31日までに、その氏名及び特別支援学校に就学させる旨を通知し、併せて学齢簿の謄本を送付する必要があります。

<学校教育法施行令第11条第1項、第2項>

- (イ) 県の教育委員会は、就学すべき特別支援学校、入学期日等を1月31日までに通知します。 同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長および当該児童生徒等の住所 の存する市町の教育委員会に対し当該児童生徒の氏名及び入学期日等を通知します。 <学校教育法施行令第14条第1項、第2項、第15条>
- エ 市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者以外の就学手続き 学校教育法施行令22条3に規定する程度の障害がある者(以下「視覚障害者等」という。)

を含め、市町教育委員会が「小・中学校への就学が適当である」と認める者について、保護者に就学すべき小・中学校、入学期日等を1月31日までに通知する必要があります。

<学校教育法施行令第5条第1項第2項>

② 小・中学校から特別支援学校(小・中学部)への転学手続き

ア 小・中学校に在学する学齢児童生徒で、「視覚障害者等になった者」があるときもしくは、「そ の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、そ の他の変化により、当該小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するもの」が あるときは、その小・中学校の校長は、速やかにその学齢児童生徒の住所の存する市町の教育 委員会に対しその旨を通知する必要があります。

<学校教育法施行令第12条第1項、第2項第12条の2第1項>

イ 市町の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、本人・保護者の意見や専門 家からの意見聴取(教育支援委員会)等を踏まえ、その住所の存する県立特別支援学校に就学 させることが適当であると認める場合、県の教育委員会に対し速やかにその者の氏名を通知す る必要があります。その時に、該当学齢児童生徒の学齢簿の謄本も併せて添付する必要があり ます。

<学校教育法施行令第12条の2 第2項>

ウ 県の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、就学すべき特別支援学校、入学期日を通知します。

<学校教育法施行令第14条第1項、第2項>

エ 県の教育委員会は、ウの通知と同時に当該児童生徒を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対し、当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知します。

<学校教育法施行令第 15 条>

③ 特別支援学校(小・中学部)から小・中学校への転学手続き

ア 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、「視覚障害者等でなくなった者」があるときもしくは、「その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の変化により、当該特別支援学校に就学させることが適当でなくなったと思料するもの」があるときは、その特別支援学校の校長は、速やかにその学齢児童生徒の住所の存する県の教育委員会に対しその旨を通知する必要があります。

<学校教育法施行令第6条の2、第6条の3>

- イ 県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、その学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対し、その者の氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知します。 <学校教育法施行令第6条の2第2項、第6条の3第2項>
- ウ 市町の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、本人・保護者の意見や専門家からの意見聴取(教育支援委員会)等を踏まえ、住所の存する小・中学校に就学させることが適当であると認める場合、その保護者に対し、速やかに小・中学校への就学通知をするとともに、同時に就学させるべき小・中学校の校長に対し学齢児童生徒の氏名及び入学期日を通知する必要があります。

<学校教育法施行令第6条第3項、第7条>

④ 区域外就学

児童生徒等のうち市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者を、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に届け出る必要があります。

<学校教育法施行令第17条>

ア 他の都道府県から本県の設置する特別支援学校に就学する場合

保護者は、本県教育委員会に「区域外就学の願い出書」を提出し、本県教育委員会の就学承諾書をその学齢児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に提出し、その市町村教育委員会を経由して、住所の存する都道府県の教育委員会に届け出る必要があります。

<学校教育法施行令第17条、第13条の2>

イ 他の都道府県等の設置する特別支援学校へ就学する場合

主に病気治療のため、入院先の病院に併設している県外の肢体不自由や病弱の特別支援学校等に就学する場合は、手続きは、就学先の都道府県により異なり、添付する書類も(住民票や診断書、学齢簿等)異なることが多いため、事前に就学先の都道府県教育委員会に問い合わせが必要です。

⑤ 中学校から県内特別支援学校の高等部に進学する場合

香川県内には、高等部のある県立特別支援学校として、視覚障害者を対象とした視覚支援学校、 聴覚障害者を対象とした聴覚支援学校、肢体不自由者を対象とした高松支援学校、病弱者を対象と した善通寺支援学校、知的障害者を対象とした香川東部支援学校、香川中部支援学校、香川丸亀支 援学校及び香川西部支援学校が設置されています。また、知的障害者を対象とした香川大学教育学 部附属特別支援学校も国立大学法人により設置されています。

それぞれの特別支援学校においては、障害に応じた特色のある教育課程を編成し、生徒の自立と社会参加を目指した教育が行われています。

中学校から、各特別支援学校の高等部に進学するためには、各特別支援学校に出願し、実施される入学者選考試験を受ける必要があります。出願資格や手続き、試験の日程、選考方法等については、「香川県立特別支援学校入学者選考要綱」及び「各県立特別支援学校募集要項」に定められています。要項は、11 月~12 月頃に配布され、特別支援教育課と各特別支援学校のホームページに掲載されます。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/ 【特別支援教育課HP】

Point

- ★出願資格は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、 中学校等を卒業又は修了する見込みのある者もしくは卒業した者。
- ★知的障害者である幼児児童生徒に教育を行う特別支援学校の場合、療育手帳の有無は「学校教育法施行令第22条の3に規定する知的障害の程度に該当するか否か」を判断する材料の一つ。
- ★中学校は、出願希望者に、できるだけ早い時期に必ず保護者同伴で志願先特別支援 学校の教育相談を受けるか体験入学に参加するよう指導する。
- ★県立特別支援学校の併願はできない。
- ★県立特別支援学校と入試日程の重ならない県立高等学校、私立高等学校、香川大学 教育学部附属特別支援学校高等部との併願は可能。

